意 見 書 (医師記入)

保育所施設長 殿

	入所児童氏名			
	年		月	日生
(病名)	(該当疾患に⊿をお願いします)			
	麻しん(はしか)※			
	インフルエンザ※			
	新型コロナウイルス感染症※			
	風しん			
	水痘 (水ぼうそう)		7	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)			
	結核			
	咽頭結膜熱(プール熱)※ アデノウイバ	レス		
	流行性角結膜炎			
	百日咳			
	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、C)111等)		
	急性出血性結膜炎			
	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)		
症〉	伏も回復し、集団生活に支障がない状態にな 年 月 日から登園可能と判断します。	りました	<u>-</u> 0	
		— 年	月	E
	医療機関名			
	<u>医師名</u>			
※必ずしも治癒の 記入することが	確認は必要ありません。意見書は症状の改善 可能です。	学が認め	られた段	階で
※かかりつけ医の	 皆さまへ			
i	が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の質、一人一人の子どもが一日快適に生活できるようをお願いします。			
 ※ 保護者の皆さま	^			

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

表8 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

時間から発病後3日程度まで が最も感染力が強い) 新型コロナウイルス感染症 発症後5日間 発症した後5日を経過し、かつ症状 発症した後5日を経過し、かつ症状 が軽快した後1日を経過していること 発症とた後5日を経過していること 来症は状の感染者の場合は、検体が 取ること を発症したが消失していること を発症のなどのなどの をした出現1~2日前からが 皮(かさぶた)形成まで 液行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 発しん出現1~2日前からが 皮(かさぶた)形成まで 液行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 発生3日前から耳下腺腫腫 (おたふくかぜ) 発生3日前から耳下腺腫腫 (おたふくかぜ) 発生3日前からす下腺腫腫 (おたふくかぜ) 発生3日前からす下腺腫腫 (おたふくかぜ) 発生3日前からす下腺腫腫 (おたふくかぜ) 発生3日前からす下腺腫腫 (おたふくかぜ) 発生3日前からす下腺腫腫 (おたふくかぜ) 発生3日が、大臓が良好になっていること を応により感染の恐れがないと認め が大いることと の状態が良好になっていることと をがになっていること をいていること をいていること を対していること 大変日間 活質を服用しない場合、核 中有の核が消失していることと (無症状病原体保有者の場合、トーレでの排泄智慣が確立している5歳 以上の小児については出席停止の4 要はなく、また、5歳未満の子どが 関が検出されなければ発面可能できる。) 急性出血性結膜炎 医師により感染の恐れがないと認め られていること (無症状病原体保有者の場合、トーレでの排泄智慣が確立している5歳 以上の小児については出席停止の4 要はなく、また、5歳未満の子どが 菌が検出されなければ発面可能できる。)	感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い) 新型コロナウイルス感染症 発症後5日間 発症後5日間 発症後5日間 発症後5日間 発症後5日間 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること 発症後5日間 発症した後5日を経過すること 発症後5日間 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること 無症状の感染者の場合は、検体体 取日を0日目として、5日を経過すること (水痘(水ぼうそう) 発しん出現1~2日前からが 皮(かさぶた)形成まで 液行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 発生 日前から耳下腺腫腫 変化したから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること 状態が良好になっていること 大腹が良好になっていることと を断により感染の恐れがないと認められていること (大変日間 大血、目やに等の症状が出現した数日間 大血、目やに等の症状が出現した数日間 大血、目やに等の症状が出現した数日間 対菌薬を服用しない場合、核 地現後3週間を経過するまで 正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること (無症状病原体保有者の場合、トーレでの排泄智慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の4要はなく、また、5歳未満の子どが関いていること。 (無症状病原体保有者の場合、トーレでの排泄智慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の4要はなく、また、5歳未満の子どが菌が検出されなければ発園可能できる。) 急性出血性結膜炎 医師により感染の恐れがないと認められていること	麻しん (はしか)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	解熱後3日を経過していること
発症後5日間	インフルエンザ	時間から発病後3日程度まで	(乳幼児にあっては、3日経過して
後くらい 水痘 (水ぼうそう) 発しん出現1~2日前から痂 すべての発しんが痂皮 (かさぶた) 形成まで 化していること 花行性耳下腺炎 発症3日前から耳下腺腫 東下腺、質下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること 下腺、	新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過
度(かさぶた)形成まで 化していること 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 発症3目前から耳下腺腫 膜 耳下腺、蟹下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身 状態が良好になっていること 医師により感染の恐れがないと認められていること を動した数日間 後2日経過していること 充血、目やに等の症状が出現した数日間 後2日経過していること 10大数日間 接2日経過していること 10大数日間 抗菌薬を服用しない場合、咳 特有の咳が消失していること 10大数日間 抗菌薬を服用しない場合、咳 特有の咳が消失していること 10大数日間 治療が終了していること 10大数日間 治療が終了していること 10大数子間 10	風しん		発しんが消失していること
(おたふくかぜ) 後4日	水痘 (水ぼうそう)		
られていること			発現してから5日経過し、かつ全身
た数日間 後2日経過していること 流行性角結膜炎 充血、目やに等の症状が出現 結膜炎の症状が消失していること 上数日間 抗菌薬を服用しない場合、	結核	_	医師により感染の恐れがないと認め られていること
した数日間	歯質結膜熱 (プール熱)	た数日間	後2日経過していること
出現後3週間を経過するまで 正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること			結膜炎の症状が消失していること
(O157、O26、O111等) 医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トレでの排泄習慣が確立している5点以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。) 医師により感染の恐れがないと認められていること	百日竣		正な抗菌性物質製剤による5日間の
られていること		_	(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能であ
侵龍性髄膜炎菌咸逸症	急性出血性結膜炎	_	医師により感染の恐れがないと認め られていること
(髄膜炎菌性髄膜炎) -	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	_	医師により感染の恐れがないと認め られていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。